

公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」  
成年後見人等候補者名簿登録規程

規程第 26 号

2013 年 4 月 1 日制定

2015 年 7 月 25 日一部改正

2019 年 4 月 1 日一部改正

2020 年 4 月 1 日一部改正

2020 年 10 月 24 日一部改正

2023 年 1 月 28 日一部改正

(目的)

第 1 条 本規程は公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）  
権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」（以下「ぱあとなあ北海道」とい  
う。）運営規程（規程第 25 号）に基づき、ぱあとなあ北海道会員の適正な  
成年後見業務の執行を確保することを目的として、同規程第 4 条第 1 項  
第 4 号から第 6 号及び同第 8 号から第 10 号の事業の実施について必要  
な事項を定める。

(名簿登録)

第 2 条 ぱあとなあ北海道は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、  
審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）  
に登録するものとする。

- (1) 所属する会員で、成年後見人養成研修(委託集合研修)の修了者
- (2) 所属する会員で、成年後見人養成研修(通信研修)の修了者
- (3) 所属する会員で、成年後見人養成研修(都道府県社会福祉士会研  
修)の修了者
- (4) 所属する会員で、成年後見人材育成研修及び成年後見人名簿登録  
研修の修了者

2 ぱあとなあ北海道は、ぱあとなあ名簿に登録した者（以下「名簿登録者」  
という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づ

き、審査を経て、ばあとなあ名簿に未成年後見人候補者（以下、「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

- 3 第1項に規定する名簿登録に必要な研修として、「成年後見人名簿登録研修」等を実施することができる。

（名簿登録事項）

第3条 ばあとなあ北海道は、ばあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

（1）申請者の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス

（2）申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

- 2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。

（抹消）

第4条 ばあとなあ北海道は、名簿登録者及び名簿追記登録者から抹消の申請があった場合は当該年度の3月31日をもって登録及び追記登録を抹消するものとする。

- 2 抹消申請者が、第5条第1項第3号及び第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づき登録名簿及び追記登録から削除することができる。

- 3 抹消申請者が受任中の事案については、後任の検討を行うものとし、その手順について、別途ガイドラインで定める。

- 4 抹消申請者が当会規則第11号に基づく苦情申立を受けている場合には、処分が確定するまでは名簿登録者としての身分は保持される。

（削除）

第5条 ばあとなあ北海道は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から削除するものとする。

（1）本会の会員資格を喪失したとき。

（2）第13条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。

（3）本会懲戒基準規則（規則第10号）により戒告以上の懲戒処分を受

けたとき。

(4) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 846 条及び民法第 847 条の規定に相当するとき。

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

3 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者が受任中の事案について、後任の検討を行うものとし、その手順については、別途ガイドラインで定める。

（再登録）

第 6 条 本会は、第 4 条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録及び再追記登録することができる。

（ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新）

第 7 条 ばあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の 3 月 31 日までとする。

2 ばあとなあ名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の 2 月 1 日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、名簿登録の更新にあたって更新研修の受講を義務とすることができる。

（審査）

第 8 条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として 4 月に行い、登録日は各年度の 4 月 1 日とする。年度途中の審査については、随時検討する。

3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 本会会費及び第 13 条に定めるばあとなあ名簿登録料等の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（C プラン・成年後見業務）（以下「ばあとなあ保険」という。）及び（E プラン・未成年後見業務）の保険料の納入状況

- (3) 第2条1項に定める研修修了後に名簿登録をしなかった期間が5年度を超えない者の成年後見人名簿登録研修再受講の有無
  - (4) 第2条1項に定める研修修了後に名簿登録をしなかった期間が5年度を超えた者の成年後見人名簿登録研修及び本会が指定する研修再受講の有無
  - (5) 名簿登録抹消の日から5年度を超えない者の成年後見人名簿登録研修再受講の有無
  - (6) 名簿登録抹消の日から5年度を超える者の成年後見人名簿登録研修及び本会が指定する研修再受講の有無
  - (7) 苦情申立て又は裁判などの有無及びその状況
  - (8) 過去の名簿登録の削除、本会退会の有無及びその事情
- 4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。
- 5 審査により名簿登録の更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- 6 名簿登録及び更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第9条 本会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して最低年1回の活動報告(以下「定期報告」という。)を提出させるものとする。定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。

2 本会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期間に関わらず定期報告以外の報告書の提出を求めることができる。この場合は、あらかじめ名簿登録者に告知するものとする。

- (1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき。
- (2) 後見活動を開始したとき(任意後見監督人が選任されたときを含む。)

- (3) 後見活動を終了したとき。ただし、引継ぎ事務が完了していない場合は、引継ぎ事務が完了したとき。
- (4) 任意後見契約を締結したとき。
- (5) 移行型任意後見契約を締結しようとするとき(任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。)
- (6) 成年後見人等を解任されたとき。この場合、解任についての審判書の写しを添付し、解任の審判確定後すみやかに報告しなければならない。職務権限が停止され、職務代行者が選任されたときも同様とする。

3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談(グループ面談を含む。)による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況の把握に努めるものとする。

(名簿登録者の義務)

第10条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。

- 2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 前条に定める活動報告を行うこと。
  - (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)に加入すること。
  - (3) 本会が行う継続研修等を受講し、研さんに努めること。
  - (4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人若しくは団体に提供することを承認すること。
  - (5) 本会の指導・助言を尊重しその内容実現に努力すること。

3 名簿追記登録者は、前項に加え、日本社会福祉士会社会福祉賠償責任保険(Eプラン・未成年後見業務)等に参加しなければならない。

(裁判所との情報共有の同意)

第11条 本会が名簿登録者の適正な活動遂行を把握するため、裁判所から事務報告の内容及び以下の各号について情報の提供を受けること、及び

本会が第9条に定める活動報告で得た内容について裁判所に情報の提供を行うことに対し、名簿登録者は同意する。

- (1) 事務報告の遅滞による成年後見等監督処分事件の回数
- (2) 名簿登録者に対する苦情等の有無、及びその内容
- (3) 不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由があると裁判所が判断したことにより名簿登録者に対し行われた査問の事実の有無、及びその内容

(名簿登録者に対する支援及び指導・助言)

第12条 本会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な助言・指導を行うものとする。

3 本会は、名簿登録者の不適切な活動を把握した場合は、その改善を指導するものとする。

(1) 名簿登録者が本会規則第11号に基づく苦情申立を受けている場合には、処分確定まで家庭裁判所への推薦見送りを検討することができる。

(2) 名簿登録者が本会規則第10号に基づく嚴重注意処分を受けた場合には、本会は処分確定後から少なくとも1年間は家庭裁判所への推薦を見送る。また、ばあとなあ運営委員会により面談の実施、受任中の他案件の点検、本会が指定する研修受講を課すものとする。

(ばあとなあ名簿登録料)

第13条 名簿登録者は、次に定めるばあとなあ名簿登録料を納付しなければならない。

(1) 名簿登録料 10,000円

2 本会は、前項の名簿登録料を下記の費用に充てる。

(1) 「ばあとなあ北海道」の運営費

(2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」

(3) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(ばあとなあ名簿の管理と活用)

第14条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとに置くものとする。

2 本事業の目的遂行のため、次の各号に掲げるばあとなあ名簿の提出を行うものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所への提出

(2) 日本社会福祉士会への提出

付 則

1 この規程は2013年4月1日から施行する。

2 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。

3 この規程は、2015年7月25日から施行する。なお、改正後の規定は、2015年4月1日から適用する。

4 この規程は、2019年4月1日から施行する。

5 この規程は、2020年4月1日から施行する。なお、経過措置として、2020年4月1日以前に第2条1項に定める研修修了後に名簿登録をしなかった者及び名簿登録を抹消した者の起算日を2020年4月1日とする。

6 この規程は、2020年10月24日から施行する。なお、改定後の規定は、2020年4月1日から適用する。

7 この規程は、2023年1月28日から施行する。